

新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付 緊急小口資金・総合支援資金の据置期間延長等 のお知らせ【必ずお読みください】

※日本語を母語としない方もお読みになるため、平易な表現を使っています

1. 据置期間(お金を返すまでの期間)延長について

あなたが借りた緊急小口資金・総合支援資金(特例貸付)は、据置期間(お金を返すまでの期間)が延びました。

据置期間延長の手続きは、愛知県社会福祉協議会がします。

2. 償還免除(返す必要がなくなる)について

特例貸付は国が決めた要件にあてはまる場合、「償還免除(返す必要がなくなる)」になります。

国が決めた要件:

令和3年度(2021年度)または、令和4年度(2022年度)に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」である場合

償還免除の手続き方法は、令和4年(2022年)5月以降にお知らせします。

償還免除とならない場合は、令和5年(2023年)1月以降順次、償還(借りたお金を返す)が始まります。

償還の方法は令和4年(2022年)5月以降にお知らせします。

3. 住所・氏名が変わった場合

住所・氏名が変わった時は、借受人の遵守事項(決められたことを守り、従うこと)として報告する必要があります。

必ず、4.の TEL 052-684-9766 に報告してください。

「住所・氏名等変更届」を送ります。

(必要な書類)

・「住所・氏名等変更届」

・住所変更:住民票の原本(世帯全員分)または免許証(変更後)・健康保険証(変更後の住所有)コピー(裏・表)

・氏名変更:戸籍抄本の原本または免許証(変更後)コピー(裏・表)

4. 本件に関するお問合せ

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター
コールセンター(電話受付のみ。外国語通話が可能。)

TEL 052-684-9766 月～金 AM9:00～PM5:00

資金種類	対 象	据置期間の 延長	償還(返済) 開始予定
緊急小口資金	令和4年12月までに 償還開始となる貸付	令和4年 12月31日	令和5年 1月～
総合支援資金 (初回)	令和4年12月までに 償還開始となる貸付	令和4年 12月31日	令和5年 1月～
総合支援資金 (延長)※	令和5年12月までに 償還開始となる貸付	令和5年 12月31日	令和6年 1月～
総合支援資金 (再貸付)	令和6年12月までに 償還開始となる貸付	令和6年 12月31日	令和7年 1月～

※総合支援資金(延長)は、償還時期が変わるため新しく貸付コードを追加します。

令和4年3月